

余市町強靱化計画修正の概要について

1 趣 旨

令和2年2月に策定した「余市町強靱化計画」の計画の推進管理において、計画の推進期間5年間と定め、令和6年度が最終年度となることから所要の修正を行うもの。

2 市町村強靱化計画の作成根拠

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等における国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第2条（基本理念）、第4条（地方公共団体の責務）及び第13条（国土強靱化地域計画）において、地方公共団体による作成が求められ、北海道においても令和4年3月までに、全ての市町村において策定されたもの。

3 関係府省庁の支援について

国土強靱化を実効性あるものとするため、国のみならず地方公共団体等を含め、関係者が総力をあげて取り組むことを不可欠とし、地方公共団体による国土強靱化地域計画の策定及び当該計画に基づく取組等の推進に向け、交付金・補助金など多様な支援を行うものとする。（内閣官房ホームページより抜粋）

4 修正の概要

（1）定性的・定量的評価及び数値的な目標を削除

社会情勢や自然災害の発生状況は予測が困難であり、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあり、町の強靱化計画には柔軟性が求められる。また、評価や目標に縛られない状況の変化に迅速に対応するリソースの最適化が必要となることなどから、定性的・定量的及び数値的な目標を削除した。

（2）計画の推進期間の削除

本町の強靱化の実現に向けては、短・中期的な成果にとらわれず、長期的な展望を描きつつ町の内外における社会情勢の変化や、北海道、国全体の強靱化施策の推進状況などに応じた施策の推進が必要となることから、変化に即応し、計画の見直しの必要性が生じた場合、適宜に実施するものとするため、計画の推進期間を削除した。

（3）その他

情勢の変化、表現及び文言の適切化などの必要な修正を実施した。

5 強靱化計画と防災計画の関連性イメージ

